

令和8年度民有林と連携した林産物の安定供給システム販売の民有林所有者の公募について

国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として実施しております。

国有林と民有林が連携して森林整備をしていくことは、地域振興に資する観点からも重要であることから、民有林と連携した林産物の安定供給システムを実施することとしたので以下の要領により、システム販売に参加する民有林所有者等を公募します。

1 目的

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化、未利用間伐材等の有効利用等の取組の促進に資するため、一定の要件を満たす民有林所有者等（民有林において素材生産を行う者及び民有林を管理する者を含む。以下同じ。）と協定を締結し、林産物の販売を当該民有林所有者等の林産物の販売と連携して行うことを目的とする。

2 システム販売に参加する民有林所有者等の要件

システム販売に参加する民有林所有者等については、国有林と連携して販売しようとする林産物を確実に販売できると見込まれる者であって、次のいずれかの要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 民有林において施業の集約化に取り組んでいる者であること。具体的には、森林経営計画を作成し認定を受けた者又は「多様な森林整備推進のための集約化促進について」（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画を作成し承認を受けた者であること。
- (2) 森林管理署長又は森林管理署支署長と「民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づく森林整備等に関する協定を締結している者であって、当該協定の対象区域から間伐材等の出材が可能であること。（なお、この場合、原則として協定の対象区域外からの出材はシステム販売の対象としないこととし、事業の実行について他の協定締結者との必要な調整を終えていること）
- (3) 国有林の立木を購入し、その物件から産出される林産物を販売する者であること。
- (4) 育成経営体（林業経営体の育成について（平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知）の1に規定されている者をいう。）として、都道府県が公表した者であること。
- (5) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき、都道府県が公表した者であること。

- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条 3 項に基づき、都道府県知事の認定を受けた者であること。
- (7) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律 246 号）第 8 条の 12 に基づき、農林水産大臣から樹木採取権の設定を受けた者であって、申請時において当該樹木採取権に係る樹木採取区以外の区域から産出される林産物の販売に係る権限を有するものであること。（システム販売の対象とすることができる林産物は、当該樹木採取区以外の区域から産出されるものに限る。）

3 公募する林産物の樹材種等について

国有林材は、以下の樹種・規格で販売を予定しているので民有林所有者等においても同様の規格等での出材を必要とする。

樹 種	材 種	長 級 (m)	径 級 (cm)
ス ギ	一般材	2・3・4	14～
	合板材	2・4	18～
	低質材	2・4 以下	不定級
カラマツ	一般材	2・3・4	14～
	合板材	2・4	18～
	低質材	2・4 以下	不定級
アカマツ	一般材	2・3・4	14～
	合板材	2・4	18～
	低質材	2 以下	不定級
広 葉 樹	低質材	2. 2 以下	不定級

4 申請方法、申請期限及び留意事項

- (1) システム販売への参加を希望する民有林所有者等は、別紙 1 の様式による民国連携した林産物の安定供給システム参加申請書（以下「申請書」という。）を東北森林管理局長あてに提出するものとする。
- (2) 申請期限 令和 8 年 2 月 17 日
- (3) 提出先 最寄りの森林管理（支）署
- (4) 申請書の 2 には、公告の 3 の樹種、材種等で記載すること。

5 協定予定期間、協定締結の条件

- (1) 協定予定期間 令和 8 年 5 月から令和 9 年 1 月
- (2) 東北森林管理局長は、提出された申請書に基づき、民有林所有者等が必要な要件を満たしているかについて審査します。
- (3) 前項の審査結果については、速やかに応募者に通知します。
- (4) 東北森林管理局長、システム販売に参加する民有林所有者等及びシステム販売の協定締結を希望する者（以下「協定予定者」という。）は、システム販売の実施に係る条件等に合意した場合に、別紙 3 の様式により、三者協定を締結するものとする。

6 その他手続きに係わる留意事項

申請をもって下記の事項について同意したこととして取り扱うものとする。

- (1) システム販売を実施する旨の公告の際に、民有林所有者等の名称等について明らかにすること。
- (2) 協定予定者については、東北森林管理局長が選定すること。
- (3) 協定に基づく林産物の販売については、東北森林管理局長と民有林所有者等がそれぞれ責任を持って実施すること。
- (4) システム販売の協定を締結した者（以下「協定者」という。）と民有林所有者等との売買契約は、民有林所有者等の責任において締結すること。
- (5) 協定者との協定の締結結果は公表すること。
- (6) 協定者とのシステム販売の実施結果について報告を求めるとともに、それを公表すること。
- (7) 協定者は、公募・企画競争により選定していることから、応募がなかった場合等には三者協定の締結ができないことがあること。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）の内容を確認し提出すること。

7 システム販売の手順

民有林所有者等の公募→民有林所有者等の決定→システム販売公告→協定希望者申請（最寄りの森林管理署等提出）→森林管理署等局送付→東北森林管理局（審査、協定予定者決定）→協定書送付（東北森林管理局・協定予定者）→三者協定締結（民有林所有者等・協定予定者・東北森林管理局長）→それぞれで売買契約（協定者・当該森林管理署長等・民有林所有者等）

令和8年1月28日

〒010-8550

住所：秋田市中通五丁目9-16

東北森林管理局長 箕輪 富男